

平成24年3月12日

北海道医療安全支援センター（北海道保健福祉部医療政策局医療業務課）



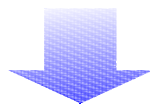
北海道医療安全支援センター情報（第6号）

2月の医療相談事例から・・・

○ 病院から請求されるおむつ代が高い

【相談内容】

- 妻は、病院に入院しているが、寝たきりのためおむつを使用している。
- 今月、別の病院に入院していたときの3倍以上のおむつ代を請求されたので、「高いのではないか？」と質問したところ、「うちは高いおむつを使っているし、それだけかかっているんだから仕方ない。」と言われた。
- その際、妻は1日平均6枚のおむつを使っていると説明を受けた。
- どうして病院によってこんなに額が違うのか、納得できない。



【対応内容（相談者へのアドバイス）】

- 病院に対して、請求書の内訳（単価、各日ごとの使用枚数、商品名など）を聞いてみてはどうでしょうか。
- 内訳を確認した上で、疑問点があれば病院に質問してみてください。
- 病院が内訳を教えてくれない場合は、個人情報保護法の規定に基づき、開示請求をすることもできますので、病院に開示請求してみてください。

<参 考>

- おむつ代など、「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱い」については、厚生労働省保険局の通知で「保険医療機関等内の見やすい場所、例えば、受付窓口、待合室等に費用徴収に係るサービス等の内容及び料金について患者にとって分かりやすく掲示しておく。－中略－サービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し、同意を確認の上徴収する。」とされています。